
現場揭示が必要な標識類

令和5年7月

札幌市財政局管財部工事管理室

お 願 い

※ 標識を掲示する版は、風等で倒壊することがないように強固な支柱等に固定してください。又、各標識によって掲示しなければならない場所が規定されていますので、1枚の版に全てを掲示する必要はありません。

※ 「公衆の見やすい場所」については、周辺住民等の第三者に対して掲示、道路占用許可表示板は道路利用者及び道路管理者、それ以外は主に下請業者や労務者に対して掲示していることに十分留意し、掲示場所を選定してください。

※ 掲示した標識は、設置状況を撮影し、工事写真(安全管理又は共通仮設)に整理後、しゅん功検査時に提出してください。

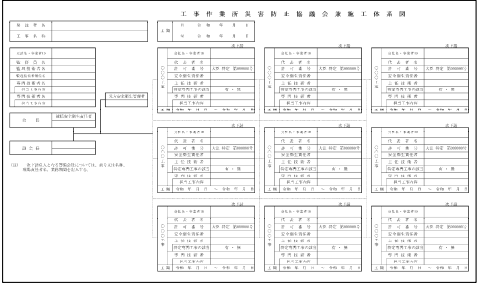
※ ⑩の産業廃棄物保管場所の掲示は、1日当りの排出量が少量で一時保管しておく場合や夜間工事で処分場に直接搬出できない場合など、収集運搬及び処分の過程で積替え保管を行う場合の保管場所に掲示が必要です。(産業廃棄物ガイドP.6～7参照)

※ 札幌市施工体制の点検要領において、維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることに留意することとあり、必要に応じて監督員と協議し、掲示場所を決定してください。

※ 元号については、例として表記していますので、平成、令和等は必要に応じて変更して掲示してください。

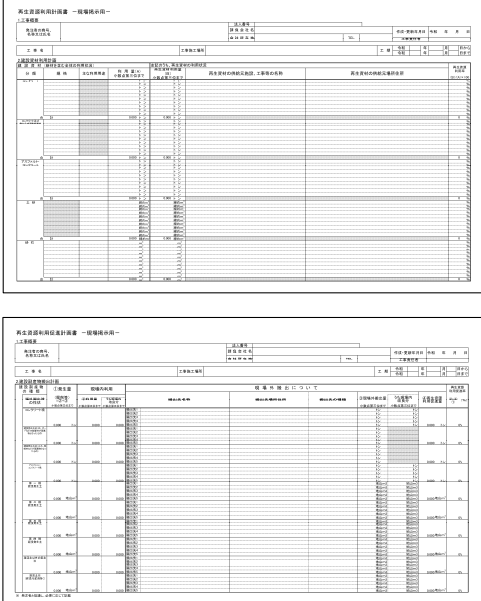
※ 様式の変更等があった場合は、最新の様式をご使用ください。(最新の様式を掲載するよう努めておりますが、更新の遅れる場合がありますのでご了承ください)

現場掲示が必要な標識類 標識種別と掲示場所・寸法等

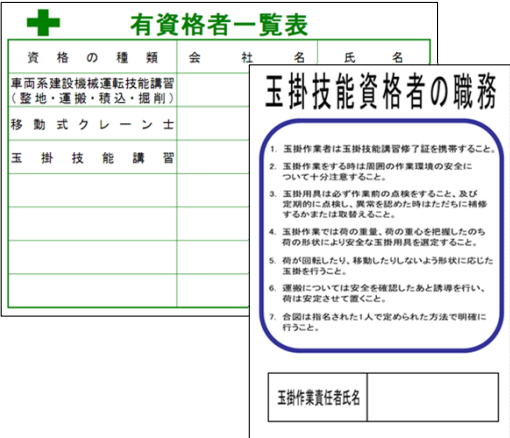
番号	標識種別	掲示場所・寸法等																																				
①	施工体系図 	<p>掲 示 場 所：工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可)</p> <p>標 識 寸 法：規定なし(読みやすい大きさにすること)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第24条の8第4項 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項(施工体制台帳の作成及び提出等)</p> <p>記 載 事 項：建設業法施行規則 第14条の6によること</p> <p>※一次下請となる場合のみ警備業者についても記載すること。 (施工体制の点検要領 8. 施工体制の把握における留意点(3))</p> <p>※前記を除き、運送専門業者・設置工事を含まない資材納入業者等、建設業以外の業者は記載不要。</p>																																				
②	建設業の許可票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="4">建設業の許可票</th></tr> <tr><td>商号又は名称</td><td colspan="3">〇〇〇株式会社</td></tr> <tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="3">代表取締役 〇〇 〇〇</td></tr> <tr><td>監理技術者の氏名</td><td>専任の有無</td><td>〇〇 〇〇</td><td>専任</td></tr> <tr><td>資格名</td><td>資格者証交付番号</td><td>一級土木施工管理技士</td><td>第12345678901号</td></tr> <tr><td>一般建設業又は特定建設業の別</td><td colspan="3">特定建設業</td></tr> <tr><td>許可を受けた建設業</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>許可番号</td><td>国土交通大臣 許可(〇〇) 第12345号</td><td>北海道知事</td><td></td></tr> <tr><td>許可年月日</td><td colspan="3">令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr> </table>	建設業の許可票				商号又は名称	〇〇〇株式会社			代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇			監理技術者の氏名	専任の有無	〇〇 〇〇	専任	資格名	資格者証交付番号	一級土木施工管理技士	第12345678901号	一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業			許可を受けた建設業				許可番号	国土交通大臣 許可(〇〇) 第12345号	北海道知事		許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			<p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上 ※B4(257mm×364mm)、A3(297mm×420mm)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第40条(標識の掲示) 建設業法施行規則 第25条(標識の記載事項及び様式) 【別記様式第二十九号】</p> <p>※発注者から直接請け負ったものに限る。(元請業者のみ) ※無許可業者、及び建設業法に基づかない警備業者・運送専門業者等は掲示不要。</p> <p>※許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要。建設業法 第40条の2(表示の制限)</p>
建設業の許可票																																						
商号又は名称	〇〇〇株式会社																																					
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇																																					
監理技術者の氏名	専任の有無	〇〇 〇〇	専任																																			
資格名	資格者証交付番号	一級土木施工管理技士	第12345678901号																																			
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業																																					
許可を受けた建設業																																						
許可番号	国土交通大臣 許可(〇〇) 第12345号	北海道知事																																				
許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																																					
③	解体工事業登録票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">解体工事業登録票</th></tr> <tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr> <tr><td>法人である場合の代表者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td>〇〇知事(登)第 号</td></tr> <tr><td>登録年月日</td><td>令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr> <tr><td>技術管理者の氏名</td><td>〇〇 〇〇</td></tr> </table>	解体工事業登録票		商号、名称又は氏名		法人である場合の代表者の氏名		登録番号	〇〇知事(登)第 号	登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	技術管理者の氏名	〇〇 〇〇	<p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条(解体工事業者の登録) 第33条(標識の掲示) 解体工事業に係る登録等に関する省令 第8条(標識の掲示)【別記様式第7号】</p> <p>※土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係わらず解体工事業者の登録※と、解体工事業者登録票の掲示が必要。 ※登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。</p>																								
解体工事業登録票																																						
商号、名称又は氏名																																						
法人である場合の代表者の氏名																																						
登録番号	〇〇知事(登)第 号																																					
登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																																					
技術管理者の氏名	〇〇 〇〇																																					
④	建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識 <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">この工事の元請事業主は 建退共に加加入しています</p> <p style="text-align: center;">下 請 主 名 兼 注 主 名 兼 請 主 名 兼 請 主 名</p> <p style="font-size: 0.8em;">この現場で働く方で雇用主が建退共に加加入している場合建退共制度の掛金を受けられますので雇用主に確認しましょう。建退共に加加入の下請事業主は、加入しましょう。事業主は、退職金共済手帳に貼紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。</p> <p style="font-size: 0.7em; text-align: center;">建設業退職金共済制度 建退共 北海道支部 〒060-0004 北海道札幌市中央区南一条西1-1 北海道建設会館 011(261)6186</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">この工事現場は、建退共の 掛金を電子申請方式により 納付しています。</p> <p style="font-size: 0.8em;">この工事現場では、建退共の掛金を電子申請方式により納付されています。納付済であることを確認し、現場に貼付してください。</p> <p style="font-size: 0.7em;">電子申請方式とは、建退共のホームページ上で、建退共の電子申請方式を利用することで、建退共の掛金を電子申請方式により納付することができます。建退共のホームページは、建退共のホームページからアクセスできます。建退共のホームページは、建退共のホームページからアクセスできます。</p> <p style="font-size: 0.7em; text-align: center;">建退共本部に問い合わせ先</p> <p style="font-size: 0.7em;">電子申請方式に関するお問い合わせ先は、建退共本部のホームページからアクセスしてください。 建退共本部 電子申請方式専用ヘルプデスク：0120-008-175</p> </div> </div>	<p>掲 示 場 所：現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：①A3(大)・A4(小)いずれかを掲示する。 ②電子申請方式を採用した工事現場には、「①」の現場標識に加えて掲示する。大きさはA4。</p> <p>掲 示 の 根 拠：建退共制度改善方針について(労働省、建設省、建退共本部)H11.3.18 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 5(5) 札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱 第10条の2(建設業退職金共済制度に係る元請業者の事務)</p>																																				

番号	標識種別と掲示場所・寸法等																					
⑤	労災保険関係成立票 <div data-bbox="260 215 659 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">労災保険関係成立票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保険関係成立年月日</td> <td>令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>労働保険番号</td> <td>△△△△△△△△-△△△△</td> </tr> <tr> <td>事業の期間</td> <td>令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで</td> </tr> <tr> <td>事業主の住所氏名</td> <td>北海道〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社</td> </tr> <tr> <td>注文者の氏名</td> <td>札幌市〇〇局〇〇部</td> </tr> <tr> <td>事業主代理人の氏名</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </table> </div>	保険関係成立年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	労働保険番号	△△△△△△△△-△△△△	事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	事業主の住所氏名	北海道〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社	注文者の氏名	札幌市〇〇局〇〇部	事業主代理人の氏名	〇〇〇〇	<p>掲 示 場 所：事業場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上、地色：白 文字：黒</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働者災害補償保険法施行規則 第49条（法令の要旨等の周知） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条（建設の事業の保険関係成立の標識）</p>								
保険関係成立年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																					
労働保険番号	△△△△△△△△-△△△△																					
事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで																					
事業主の住所氏名	北海道〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社																					
注文者の氏名	札幌市〇〇局〇〇部																					
事業主代理人の氏名	〇〇〇〇																					
⑥	施工体制台帳作成建設工事に関する現場揭示例 <div data-bbox="240 568 632 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">下請負人となった皆様へ</p> <p>この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたりは、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。</p> <p>一度通知した事項や書類に変更が生じた時も変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。</p> <p style="text-align: right;">〇〇建設(株)</p> </div>	<p>掲 示 場 所：工事現場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法施行規則 第14条の3(下請負人に対する通知等)</p>																				
⑦	道路占用許可表示板 <div data-bbox="220 920 707 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">札幌市道占第 号</p> <p style="text-align: center;">札幌市長</p> <p style="text-align: center;">道 路 占 用 許 可 表 示 板</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">占用目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>占用期間</td> <td>年 月 日から</td> <td colspan="2">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>占用場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>占用面積</td> <td>長さ</td> <td>M</td> <td>幅</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M</td> <td>m</td> </tr> </table> </div>	占用目的				占用期間	年 月 日から	年 月 日まで		占用場所				占用面積	長さ	M	幅			M	m	<p>掲 示 場 所：占用物件(場所)の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)30cm×(横)40cm</p> <p>掲 示 の 根 拠：札幌市道路占用規則 第5条(許可の表示) 道路占用許可表示板【様式3】</p> <p>※その他占用許可表示板は、国・道等の各道路、河川管理者等が許可条件で定めている様式による。</p> <p>※標識の記載内容は左記の内容を網羅すること。その他記載事項は必要に応じて追記する。</p> <p>※道路使用許可については、道路使用許可条件(指導事項)に基づき、許可証を携帯すること。</p>
占用目的																						
占用期間	年 月 日から	年 月 日まで																				
占用場所																						
占用面積	長さ	M	幅																			
		M	m																			
⑧	作業主任者(単独の例と一覧表の例) <div data-bbox="225 1272 730 1619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>型わく支保工の組立て等 作業主任者の職務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。 3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること <p style="text-align: right;">作業主任者 氏 名</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">+作業主任者一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">作業区分</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地山の掘削作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>土留支保工作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>型わく支保工組立て等 主 任 者</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート造工物の 組 立 作 業 主 任 者</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">— 作業主任者の共通職務 —</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法及び作業の順序を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと 3. 安全带、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする 4. 作業主任者は作業中の作業状態と作業環境を適確に把握し労働者の事故防止に努める </div> </div> </div>	作業区分	氏 名	地山の掘削作業主任者		土留支保工作業主任者		型わく支保工組立て等 主 任 者		コンクリート造工物の 組 立 作 業 主 任 者										<p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。 数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生規則 第18条 (作業主任者の氏名等の周知) 労働安全衛生法施行令 第6条 (作業主任者を選任すべき作業)</p>		
作業区分	氏 名																					
地山の掘削作業主任者																						
土留支保工作業主任者																						
型わく支保工組立て等 主 任 者																						
コンクリート造工物の 組 立 作 業 主 任 者																						
⑨	緊急時連絡表 <div data-bbox="236 1697 488 2029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">緊急時連絡表</p> </div>	<p>掲 示 場 所：事務所、詰所等の見やすい場所に標示する。 (関係連絡先、担当者及び電話番号を記入する。)</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：土木工事安全施工技術指針 第4節工事現場管理5(3) 労働安全衛生規則 第642条の3</p>																				

番号	標識種別と掲示場所・寸法等											
⑩	<p>産業廃棄物保管場所の掲示</p> <table border="1" data-bbox="239 224 622 593"> <tr> <td colspan="2">産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所</td> </tr> <tr> <td>保管する産業廃棄物の種類</td> <td>がれき類、金属くず、廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>保管高さの上限</td> <td>がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m</td> </tr> <tr> <td>保管数量の上限</td> <td>がれき類〇〇m³ 金属くず〇〇m³ 廃プラスチック類〇〇m³</td> </tr> <tr> <td>管理者名</td> <td>〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> </table>	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所		保管する産業廃棄物の種類	がれき類、金属くず、廃プラスチック類	保管高さの上限	がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m	保管数量の上限	がれき類〇〇m ³ 金属くず〇〇m ³ 廃プラスチック類〇〇m ³	管理者名	〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇	<p>掲 示 場 所：保管施設の出入り口等、見やすい場所に設ける。</p> <p>標 識 寸 法：縦及び横それぞれ60cm以上</p> <p>掲 示 の 根 拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条(産業廃棄物保管基準) 第8条の13(特別管理産業廃棄物の保管基準)</p> <p>そ の 他：保管場所周囲には囲いを設ける必要があります。</p> <p>参 考：産業廃棄物保管基準(環境局HP) https://www.city.sapporo.jp/seiso/jiygyousyo/hokan_kiun.html</p> <p>※面積が300m²以上である場所で行われる保管については、産業廃棄物の事業場外保管届出が必要になります。 産業廃棄物の事業場外保管届出制度(環境局HP) https://www.city.sapporo.jp/seiso/jiygyousyo/hokan.html</p>
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所												
保管する産業廃棄物の種類	がれき類、金属くず、廃プラスチック類											
保管高さの上限	がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m											
保管数量の上限	がれき類〇〇m ³ 金属くず〇〇m ³ 廃プラスチック類〇〇m ³											
管理者名	〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇											
⑪	<p>安全管理組織図</p> 	<p>掲 示 場 所：安全衛生推進者(衛生推進者)を選任している場合は、作業場の見やすい箇所に掲示する。(事業規模10～50人)</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働安全衛生規則 第12条の4 (安全衛生推進者等の氏名の周知)</p> <p>※施工体系図に工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の様式を使用し、工事関係者が見やすい場所に掲示している場合は、掲示不要。</p>										
⑫	<p>石綿除去等工事及び事前調査結果の掲示</p> 	<p>掲 示 場 所：作業場に接道する敷地への入り口等、公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：A3(297mm×420mm)以上</p> <p>掲 示 の 根 拠：大気汚染防止法 第18条の15第5項 大気汚染防止法施行規則 第16条の4、9及び10 石綿障害予防規則 第3条の8</p> <p>そ の 他：掲示は、石綿含有建材の使用の有無や大気汚染防止法や石綿障害予防規則の届出の対象か否か関わらず義務付けられているものであるため、全ての解体等工事(建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事)で掲示が必要。ただし、新築工事やごく一部の工事(※)は除く。 ※ガラスや金属、木材など明らかに石綿を含まない建材しか触らない工事</p> <p>参 考：石綿除去等工事の掲示看板の様式について(環境局HP) https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html</p>										

番号	標識種別と掲示場所・寸法等	
⑬	<p>再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書</p> 	<p>掲 示 場 所：元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供する。あわせてインターネットに公表するよう努める</p> <p>標 識 寸 法：規定なし(A3またはA4程度)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第7条の4(再生資源利用促進計画の作成等)</p> <p>そ の 他：再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成・提出が必要となる工事が対象。 ただし、現場掲示用様式に、記載する「建設資材」および「建設副産物」がない工事は現場掲示の対象外とします。(例; 金属くず、廃プラスチックしか発生しない工事) 建設副産物情報交換システム(COBRIS)の現場掲示用様式または国土交通省ホームページで公開している再生資源利用[促進]計画様式の現場掲示対応版(エクセル)の様式を使用してください。</p>

その他、現場掲示が望ましい標識類

⑭	<p>有資格者掲示の例</p> 	<p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。</p> <p>及 び 内 容 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。 当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>関 連 法 令：労働安全衛生法 第59条 第3項(安全衛生教育) 労働安全衛生規則 第36条 (特別教育を必要とする業務) 労働安全衛生法 第61条(就業制限) 労働安全衛生法施行令 第20条 (就業制限に係る業務) 他</p>
---	---	--